



安全衛生通信

【令和7年11月号】

北海道労働局

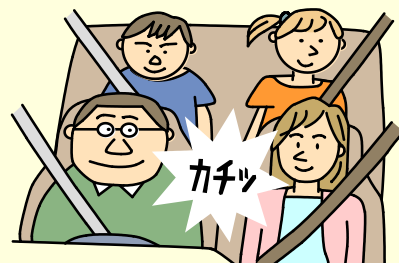
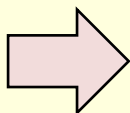
STOP! 交通労働災害

11月になりますと降雪や凍結路面等により路面状況が悪化して、冬道に慣れていない運転者による交通事故の発生が懸念されるため、次の事項に留意のうえ交通労働災害の防止に取り組みましょう。

～ドライバーの皆さんへ～

- 1 冬道運転は、路面状況、天候に合わせた適正な速度で運転してください。
- 2 シートベルトは必ず全ての座席で着用してください。
- 3 車に搭載している三角板や発煙筒を点検し、異常時等の場合にはこれらを使用することにより二次災害の防止に努めてください。

三角板



～職場での取り組み～

- 1 過去の災害事例等を参考に、走行する道路等について交通安全情報マップ（交通ヒヤリマップ）を作成し、活用してください。
- 2 安全教育を降雪前及びその後も定期的に実施してください。

過重労働による健康障害の防止について

過労死等防止対策推進法では、11月を「過労死等防止啓発月間」としています。本月間を契機に健康障害の防止対策の一層の取組をお願いします。

健康障害 のリスク

時間外・休日
労働時間

高

月100時間
超え又は2～
6月平均で
80時間超え

長くなるほど
徐々に高まる

低

月45時間以内

長時間労働者の医師の面接指導制度

【厚生労働省令で定める要件に該当する者】

（安衛法第66条の8第1項）

- ①時間外・休日労働が月80時間を超えていること
- ②疲労の蓄積が認められること
- ③本人が申し出ること



医師による面接指導の実施義務

【労働者への労働時間に関する情報の通知】

（安衛則第52条の2第3項）

上記①に該当する労働者本人に対して、速やかに当該超えた労働時間に関する情報を通知しなければなりません。

※労働者数50人以上の事業場は、産業医にも労働時間等の情報提供が必要です。

※上記の詳細については、下記の二次元コード又はURLから厚生労働省HPに掲載されているリーフレットをダウンロードできます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000496135.pdf>



「過労死等防止啓発月間」のパンフレット等は右の二次元コード又はURLからダウンロードできます。https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_64204.html



この情報の詳細については、管轄の労働基準監督署までお問い合わせください。